

議案第82号

西脇市手話施策推進会議条例の制定について

西脇市手話施策推進会議条例を次のように定める。

平成28年12月 1 日

西脇市長 片 山 象 三

(理 由)

西脇市手話施策推進会議を設置し、同機関の組織及び運営に関し必要な事項を定めるため。

## 西脇市手話施策推進会議条例

(設置)

第1条 西脇市における手話に関する施策を推進するため、西脇市手話施策推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 手話施策の推進方針の策定に関すること。
- (2) 手話施策の実施状況の点検及び見直しに関すること。
- (3) その他手話に関する施策を推進するために必要な事項

(組織)

第3条 推進会議は、委員12人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 聴覚障害者団体を代表する者
- (3) 聴覚障害者を支援する団体を代表する者
- (4) 公募による市民
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) その他市長が特に必要と認める者

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第6条 推進会議に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 会長及び副会長にともに事故があるとき又は会長及び副会長がともに欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、会長の職務を代理する。

(会議)

第7条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 推進会議は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、障害福祉担当部において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 西脇市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年西脇市条例第45号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

消防賞じゅつ金等審査委員会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
-----------------	----	-------	---------------

を  
」

「

消防賞じゅつ金等審査委員会委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額
手話施策推進会議委員	日額	7,400	行政職給料表適用職員相当額

に  
」

改める。